

平成 22 年度

慶應義塾大学大学院入学試験問題

法務研究科

法律科目試験（論述式Ⅱ）

- 注 意
1. 指示があるまで開かないこと。
  2. この問題冊子は 8 頁ある。試験開始後ただちに落丁、乱丁等の有無を確認し、異常がある場合にはただちに監督者に申し出ること。
  3. 受験番号と氏名は、解答用紙（表）上のそれぞれ指定された箇所に必ず記入すること。
  4. 解答用紙の※を記した空欄内には何も書いてはいけない。
  5. 解答は科目ごとに指定された解答用紙に書くこと。誤った解答用紙に解答した場合でも、解答用紙の交換や再交付には応じない。
  6. 答えは横書きとし、解答用紙（表）の左上から、順次、実線内に一行ずつ書き進めること。
  7. 答えは、黒インクの万年筆またはボールペンで書くこと。
  8. この問題冊子の 3, 5, 8 頁は白紙である。下書きの必要があれば、この部分を利用し、解答用紙を下書きに用いてはならない。
  9. 注意に従わずに書かれた答案、乱雑に書かれた答案、解答者の特定が可能な答案はこれを無効とすることがある。

## 商 法

甲株式会社の取締役会は、新規に設備を購入するための資金を調達する必要性が生じたことから、取引先の乙株式会社に対し、払込金額800円で、発行済株式総数の40%に相当する大量な募集株式を発行する旨決議した。

- 1 本件募集株式の発行に批判的な甲社株主 A がいる。
  - (1) この場合、Aら株主のいかなる利益が問題となるのかを簡潔に論じなさい。
  - (2) 仮に甲社が非公開会社であった場合、Aら株主の保護に関し、会社法上どのような制度が用意されているか。甲社が公開会社である場合と比較しながら説明しなさい。
  
- 2 前記取締役会決議の直前日における東京証券取引所の甲社株式の終値は1,000円であったが、甲社の代表取締役 B は、当該取締役会決議を経ただけで、本件募集株式の発行手続を完了してしまった。この場合、Aは、甲社に対し、会社法上いかなる手段を講じることができるか。



## 民事訴訟法

Xは、中古の工作機械をYに売却したが、Yが代金を支払わないので、Yを被告として、売買代金500万円の支払いを求める訴えを提起した。

### 問題1

設例の訴訟において、Yは、工作機械を受け取るまで代金を支払うつもりはないと答弁した。審理の結果、裁判所は、売買契約は有効に成立している、Xは工作機械を引続き占有している、Xの代金債権は700万円である、との心証を抱いた。裁判所は、どのような判決をすべきか。

### 問題2

設例の訴訟において、「Xが中古の工作機械に代えて新品の工作機械を譲渡し、Yが代金として1000万円を支払う。」という内容の訴訟上の和解が成立した。しかし、Xが新品の工作機械を引き渡したにもかかわらず、Yは代金1000万円を支払わない。この場合に、XがYに対してとることのできる手段には、どのようなものがあるか。



## 刑事訴訟法

(1) 司法巡査甲は、平成21年5月1日午後6時ころ、「今、公園を散歩中に、若い男から、『所持金を全部出せ。出さないとぶっとばすぞ。』と脅されて金を要求されたが、『金は持っていない。』と言うと、その男は何も言わずに逃げて行った。」旨の被害者からの110番通報を受け、すぐに自転車で現場である公園に急行した。甲は、被害者から犯人の風体や特徴等を聴取したうえで犯人を発見するため付近を捜索したところ、犯行時から約40分後に、犯行現場から約200メートル離れた場所で、被害者から聴取した特徴と一致する被疑者を発見し、職務質問を開始した。その際、被疑者は、自分は犯人ではない旨申し立てたので、甲は、その場に被害者の同行を求めて対面させたところ、被害者が犯人に間違いのない旨述べたことから、甲は、同日午後6時50分、被疑者を恐喝未遂の現行犯人として逮捕した。

(ア) 検察官が被疑者を上記被疑事実で勾留請求した場合に認められるか。

(イ) 検察官が勾留請求をしないで、被疑者を釈放するとともに、上記被疑事実で緊急逮捕の手続きをとり、緊急逮捕状の発付を得て勾留請求した場合はどうか。

(2) Xは、セクハラなどを理由として平成21年7月ころまで勤務していた株式会社LS商事を退職させられたことについて、同商事に対して恨みをいだいていた。Xは、同年9月7日午後10時ころ、同商事におもむき、同社1階事務室において、同社への嫌がらせの意図で、同事務室内にあった机の引出しから同社所有の自動車の鍵3個を持ち出して、これを同社から約100メートル離れた道路側溝内に投げ捨てた。

検察官は、Xに対して自動車鍵3個を窃取したとして起訴したが、証拠調べの結果、裁判所は、Xの行為は、不法領得の意思を欠いており、鍵の効用を害したもので器物損壊として評価するのが相当であると考えた。

(ア) 株式会社LS商事から器物損壊罪の告訴が得られなかった場合、裁判所はどのようにすべきか。

(イ) 株式会社LS商事から器物損壊罪についての有効な告訴があった場合はどうか。

(3) 暴力団構成員である被告人Aに対する強姦被告事件の第1回公判期日罪状認否において、Aは「全く身に覚えがない。人違いで無実である。」旨否認し、弁護人も同趣旨の主張をし、検察官が取調請求した被害女性Bの「Aに暴力をふるわれて強姦されました。」旨の検察官に対する供述録取書を不同意とした。そこで、検察官はBの証人尋問請求をし、裁判所はこれを認めた。第2回公判期日において、Bは出廷し、被告人Aの面前で、宣誓をした上、証人尋問が開始された。

上記調書自体は、原則として証拠能力が認められないが、その根拠につき言及した上、その後の証言状況によっては例外的に調書自体の証拠能力が認められる場合があるか、あるとすればどのような場合かにつき具体的に述べなさい。

